

政官業利権の根源「がれき広域処理」を再度問う!

青山貞一 がれき広域処理合同調査チーム

東京都市大学名誉教授、環境総合研究所顧問

1・そもそも広域処理事業そのものの必要性が無くなっている

岩手、宮城両県のがれき広域処理量は、当初の予想量を遙かに下回り、しかも2012年7月から被災基礎自治体において31基もの仮設焼却炉が本格稼働することから、2013年12月末の目標期日までに、宮城県、岩手県ともに県内処理分、広域処理分を含め、焼却系がれきの処理は終了する見込みとなっている。それに加えて被災地に仮設した宮城県、岩手県、仙台市併せて31基の焼却炉以外に、非被災地の基礎自治体もつ既設焼却炉、さらに東京都の産廃ルート、東京都23区清掃一部事務組合ルートそして多摩部の一部事務組合ルートで50万トンの受け入れが早期段階で契約され、昨年秋から受け入れを開始している。その他、静岡県島田市、福岡県北九州市などもがれき処理業務を開始している。上記をあわせると、2013年12月末の目標期日以前に焼却系のがれき広域処理は完了することはまず間違いない。

2・がれき広域処理事業は、違憲ながれき特措法に依拠した地方主権、地方自治に反する国策事業である

がれき広域処理事業は、従来の地方自治法、廃棄物処理法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法など、地方自治をベースとした法令に対し、議員立法の顔をした官僚立法であり、がれき特措法の随所に、国による自治体への勧告、指示、命令に類する規定がある。地方主権を押し進める大阪市がこのような国策事業に安易に関与することには大きな疑念が残る。

別添の梶山正三ゴミ弁連会長（弁護士、理学博士）の資料を参照

3・がれき広域処理事業は国と大手ゼネコンによる震災利権事業である可能性が大きい

がれき広域処理事業は、復旧、復興の名の下に、環境省が上述の官僚立法をもとに、1兆500億円超もの巨額の公金を用いる事業である。ブロックごとの事業費配分は、参考価業務価格と発注価格の比が一律84%、それも業務契約時期が半年異なっているにもかかわらず84%となっているなど、「官製談合」の疑いがもたれる事業である。また東京都は東京電力の子会社に数10万トンの業務を仲介するなど、公金支出をめぐって疑念がつきまとう国策事業であると言える。

4・「焼却主義」「埋立主義」は環境汚染の元凶である

先進諸外国が「脱焼却」「脱埋立」を理念とし、資源循環政策の実施に尽力する中、日本は廃棄物をただ燃やし埋める政策、施策に終始してきた。これは、発生抑制、再利用、資源循環など5R政策に真っ向から反するものであり、自ら政策の代替案をなくすものである。さらに、日本では巨額の税金、公金を投入し、1000～1500度の高温で有機ゴミを燃やし、海面埋立型広域管理型処分場に焼却灰などを処分している。これは最終的に食物連鎖、生物濃縮を通じて海洋を汚染し、魚介類を汚染する。

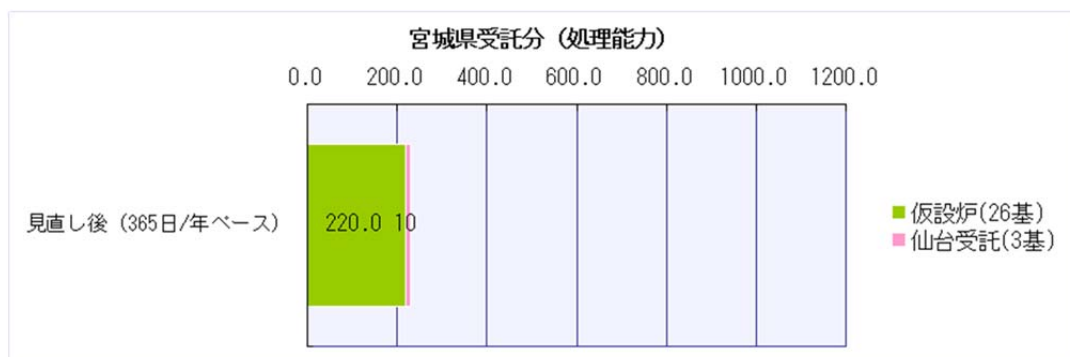
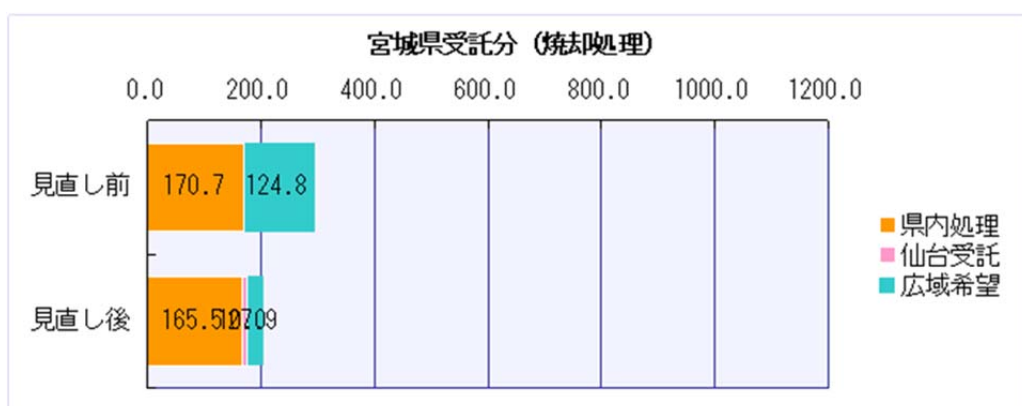
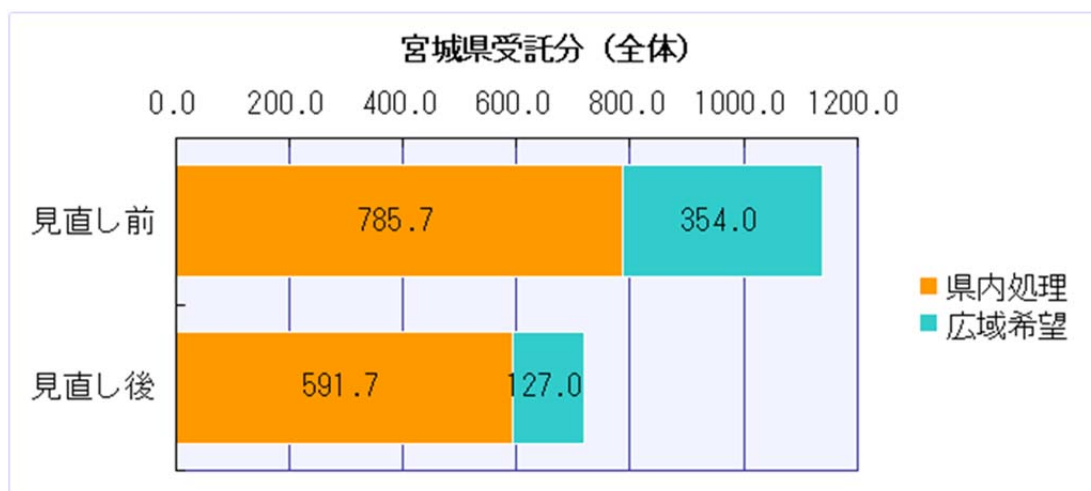
5・がれき広域処理事業は、全国各地に汚染を拡散する事業である

もとより、物理学の原則（エントロピーの法則、熱力学第二法則）、リスク管理論の原則から自明のように、汚染物質は、拡散し処理してはならない。ひとたび拡散させると、その処理は技術的に困難となるばかりか巨額の費用がかかる。費用対効果面が悪い事業となる。

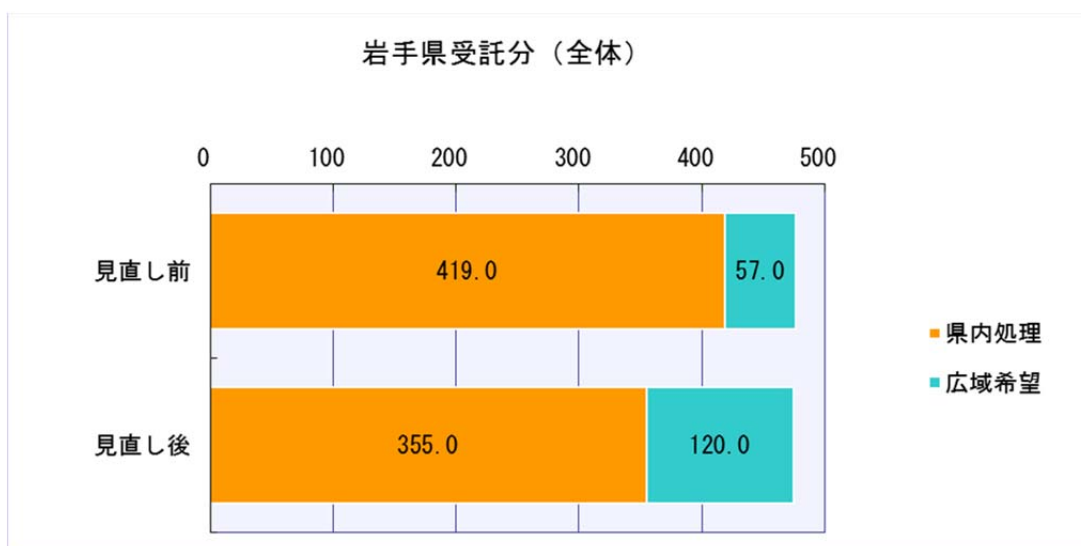
6・＜物理-経済-財政-政治＞の基本原則・原則に逆行する広域処理事業は即刻中止

広域処理は、すでに不必要なことが検証されながら、依然として全国各地に不要な紛争を巻き起こしている。敢えて汚染を拡大し、巨額の公費を消費してまで行う事業ではないことは自明であるだけでなく、現在の大きな潮流である地方主権、地方自治の観点からみても、まったく首肯できない政策である。さまざまな原理、原則に反し、政官業利権だけが残る「がれき広域処理事業」は、即刻中止すべきである。

がれき広域処理の必要性に関する資料



宮城県受託分の災害廃棄物総量・焼却量・処理能力の関係



宮城県・岩手県の仮設焼却炉の処理能力等

仮設焼却炉			焼却炉数[基]	処理能力[t/日]	
宮城県	気仙沼ブロック	南三陸処理区	3	285	
		気仙沼処理区	階上地区	2	400
			小泉地区	2	300
	石巻ブロック		5	1,500	
	亘理・名取ブロック	名取処理区	2	190	
		岩沼処理区	3	195	
		亘理処理区	5	525	
		山元処理区	2	300	
	東部ブロック		2	320	
	宮城県（仙台市以外）合計		26	4,015	
仙台市		3	480		
宮城県合計			29	4,495	
岩手県	宮古地区		1	95	
	釜石地区		1	100	
岩手県合計			2	195	
宮城県・岩手県合計			31	4,690	

出典：災害廃棄物の広域処理、平成 24 年 5 月 21 日環境省

(http://koukishori.env.go.jp/material/pdf/koiki_mat20120521b.pdf) より数値を抜粋

東京都におけるがれき広域処理の事例調査

東京都は 2011 年 6 月、石原東京都知事が被災地のがれきを受け入れることを表明し、その後、東京都は東京環境整備公社に岩手県、宮城県の災害がれき処理の受託を前提に 70 億円の貸付金を計上した。同年 7 月 1 日、東京都議会第二定例会にて議決をしている。次に同年 9 月 30 日に、岩手県、東京都、環境整備公社の 3 者で災害廃棄物処理基本協定を締結している。さらに同年 11 月 24 日には、宮城県、東京都、環境整備公社の 3 者で災害廃棄物処理基本協定を締結している。その後、岩手県、宮城県は東京都環境整備公社に運搬処理の業務委託契約を行っている。

他方、業務実施の流れを見ると、第一のルートとして、産廃処理会社ルートがあり複数の産廃業者に委託しているが最終的には東京電力の子会社東京臨海リサイクルパワーに業務が流れている。このルートでは、岩手県宮古市のがれきを 2011 年 11 月に試験焼却を行い 12 月から 2012 年 3 月にかけて 1 万トン、4 月から 6 月にかけて 1 万 2 千トン受け入れることになっている。

業務の流れは産廃業者が破碎、分別を行った後、臨海リサイクルパワーに焼却を委託、その後、灰を東京都の中央防波堤に処分している。第二のルートとして東京都 23 区清掃一部事務組合ルートがある。宮城県女川町の廃棄物を受け入れている。昨年 12 月に試験焼却を大田、品川清掃工場で行っています。今年の 2 月に住民説明会を行った後、3 月から本格焼却を行っている。第三のルートは東京たま広域資源循環組合ルートである。多摩部では 6 つの清掃工場今年 6 月以降、1 万トンを焼却することになっている。なお、第一及び第二ルートは、焼却灰を中央防波堤の管理型処分場に処分し、第三ルートは、日ノ出町の二ツ塚最終処分場に処分している。

震災がれきはいずれも被災地から JR 貨物のコンテナで品川のターミナルに運ばれ、そこからトラックで各処分場に運搬されている。処理量は、当初 50 万トンの受け入れを表明したが、その 8 割に相当する 40 万トンが第一ルート（産廃ルート）、残り 1 割（5 万トン）ずつを第二ルート（23 区）と第三ルート（多摩部）で処理する計画となっている。ただし、多摩部は 5 万トンから 1 万トンに変更になっている。さらに東京都が用意している貸付金は初年度 70 億円、東京都の Web では 3 年間で総額 280 億円、2012 年度分は 106.5 億円となっている。

震災がれき・放射能汚染対処への新たな立法と問題点

梶山正三 ゴミ弁連会長（弁護士、理学博士）

◆2つの特措法（平成23年法律99号、110号）

- ①震災がれき特措法、
- ②放出放射能物質による環境汚染対策特措法

◆共通した特徴

- ①上意下達の徹底（基本方針、指針策定、基準策定、調査方法、国の地方への介入）
- ②強権的構造（強制立入権、強制調査、除染）
- ③国民主権からの著しい乖離（意見聴取は原則として行政機関等の長のみ、土地所有者同意擬制）

◆法治国家から放置国家へ

- ①受け入れ地域住民の人権、財産権を無視
- ②受入地域住民は、受入是非の決定に参加できない（蚊帳の外）
- ③埋立処分場、焼却施設島の「安全評価」が国の一方的に決めた基準で判断される
- ④国の「基準」「国の安全評価」以上でも、以下でも国は費用負担しない
- ⑤国の廃棄物行政における技術基準、排出基準、維持管理基準、リスク基準は常に環境の汚染、破壊を推進してきたと言う「実績がある」

◆法的に見た場合

- ①地方自治法の蹂躞～自治事務の無視（憲法92条、94条）
- ②財産権の侵害（憲法29条）
- ③適正手続違反（憲法31条）
- ④生存権、幸福追求権（憲法25条、13条）

◆課題と展望

- ①広域処理の直接「押しつけ」は？
- ②政治的圧力と利権誘導への対応
- ③確実に進行する汚染の拡散
- ④広域移動、焼却、埋立はタブー
- ⑤強制的に進められる「除染」「調査」
- ⑥一方的で巨額な公共投資
- ⑦みんなで国を見捨てよう

出典：ゴミ弁連東海村総会講演パワーポイント
2012年6月24日、茨城県東海村